

# 大田原ジュニアソフトテニスクラブ規約

## 第1章 総 則

第1条 本団は『大田原ジュニアソフトテニスクラブ』と称す。

第2条 本団の事務所は団長宅に置く。

## 第2章 目 的

第3条 本団は日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動以外においてソフトテニスを楽しむ、社会のルール・マナーを学びながら、青少年の健全な心身を育成する。

第4条 本団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 練習会
- 2) 対外試合への参加
- 3) その他本団の目的達成に必要な活動

## 第3章 組 織

第5条 本団は大田原市内在住の青少年をもって構成する。

第6条 本団に加入するものは、毎年度加入登録しなければならない。

## 第4章 役 員

第7条 本団に次の役員を置く。

団長 1名 副団長 若干名 理事 若干名 監査 1名

第8条 前条の役員は後援会の承認を得て選出する。

- 2 団長は団を代表し、統括する。
- 3 副団長は団長を補佐し団長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は役員会を構成し団務を処理遂行する。
- 5 監査は会計を監査する。

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は役員会の決議により会長が委嘱する。

第10条 本団の役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補欠を選出することができる。
- 3 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

第11条 本団の会議は総会、役員会とする。

- 2 総会は年1回、団長が招集するものとし、団長が会議の議長となる。
- 3 総会は、規約の改廃、予算、決算、役員承認、その他本会の重要事項を審議する。
- 4 役員会は、必要に応じ団長が招集するものとし、団長が会議の議長となる。
- 5 役員会は、第7条による役員で構成し、会務の執行について協議する。

第12条 本団のすべての議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第6章 後援組織

第13条 本団に育成後援会を置く。

- 2 育成後援会の規約については別に定める。

## 第7章 会 計

第14条 本団の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入により支弁する。

第15条 本団の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第8章 事 務 局

第16条 本団の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局は、会長が委嘱する。

付則 この規約は 平成17年4月1日より施行する。

# 大田原ジュニアソフトテニスクラブ後援会規約

## 総 則

第1条 本会は『大田原ジュニアソフトテニスクラブ後援会』と称す。

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

## 目 的

第3条 本会は大田原ジュニアソフトテニスクラブ(以下、団という)の活動を支援することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 団の活動援助
- 2) 会員相互の親睦
- 3) その他本会の目的達成に必要な活動

## 組 織

第5条 本会は団員の保護者及び団の活動主旨に賛同する個人または団体をもって構成する。

- 2 団員に登録したものの保護者は必ず加入する。

## 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事 若干名 監査 1名

第7条 前条の役員は、会員の互選により選出する。

- 2 会長は会を代表し、統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は役員会を構成し会務を処理遂行する。
- 5 監事は会計を監査する。

第8条 本会の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補欠を選出することができる。
- 3 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 会 議

第9条 本会の会議は総会、役員会とする。

- 2 総会は年1回、会長が招集するものとし、会長が会議の議長となる。
- 3 総会は、規約の改廃、予算、決算、役員承認、その他本会の重要事項を審議する。
- 4 役員会は、必要に応じ会長が招集するものとし、会長が会議の議長となる。
- 5 役員会は、第6条による役員で構成し、会務の執行について協議する。

第10条 本会のすべての議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 会 計

第11条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入により支弁する。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 事 務 局

第13条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局は、会長が委嘱する。

付則 この規約は 平成17年4月1日より施行する。